

下表にある学校感染症と診断された場合には、学校にご連絡いただくとともに、蔓延防止のため主治医の登校許可が出るまでは、十分に静養してください。登校時は、「登校届（学校感染症による出席停止）」に保護者の方が必要事項を記入し、担任へ提出してください。

【学校感染症と出席停止期間の基準について】

種類	学校感染症名	出席停止期間の基準
第1種	感染症予防新法の1類・2類感染症 [全14疾患] エボラ出血熱、マールブルグ病、ラッサ熱、ペスト、 クリミア・コンゴ出血熱、ジフテリア、SARS、 鳥インフルエンザ(H5N1) 等	治癒するまで
第2種	インフルエンザ（鳥インフルエンザを除く） 百日咳 麻疹（はしか） 流行性耳下腺炎 風疹 水痘 咽頭結膜熱（プール熱） 結核 髄膜炎菌性髄膜炎	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで 特有の咳が消失するまで又は5日間の適切な抗菌薬療法が終了するまで 解熱した後3日を経過するまで 耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで 発疹がすべて消失するまで すべての発疹が痂皮化するまで 主要症状が消退した後2日を経過するまで 病状により医師において感染のおそれがないと認めるまで 病状により医師において感染のおそれがないと認めるまで
第3種	腸管出血性大腸菌感染症（O157等） 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 その他の感染症 〔髄膜炎、マイコプラズマ感染症 感染性胃腸炎（ノロウイルス等）、帯状疱疹、手足口病、溶連菌感染症、等〕	病状により医師において感染のおそれがないと認めるまで
その他	上記第1種・第2種学校感染症の疑いのある者	- 患者のいる家に居住する者またはこれらの感染症にかかっている疑いがある者については、予防処置の施行の状況その他の事情により、医師において感染のおそれがないと認めるまで - 発生した地域から通学する者、流行地を旅行した者については、学校医の意見を聞いて適当と認める期間

《 インフルエンザの出席停止期間の数え方 》

インフルエンザの出席停止期間は、

発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまでです。

※『発症した日』とは、「発熱した日」を指します。

※『解熱した日』とは、「平熱に戻った日」を指します。

※発症した日ならびに解熱した日を0日目として数えます。

例1 1/10に発症し1/12に解熱した場合

1/10	1/11	1/12	1/13	1/14	1/15	1/16
発熱	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	
		解熱	1日目	2日目		

1/16から登校可能

例2 1/10に発症し1/14に解熱した場合

1/10	1/11	1/12	1/13	1/14	1/15	1/16	1/17
発熱	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目		
			解熱	1日目	2日目		

1/17から登校可能

登校届（学校感染症による出席停止）

※ 保護者記入

クラス・氏名	年 組 番 氏名	
現 住 所		
疾 患 名		
出席停止期間	月 日（ ） ～ 月 日（ ） ※ 診断直前の保健室休養・早退による欠課も含む	
診断を受けた医療機関名		
医療機関受診日	令和 年 月 日受診	
インフル エンザの 場合	発熱した日	令和 年 月 日（ ℃）
	平熱に戻った日	令和 年 月 日（ ℃）
そ の 他 学校への連絡事項		

令和 年 月 日

茨城県立日立第二高等学校長 殿

主治医による登校許可ができましたので、本日より登校させます。

保護者名 _____ 印 _____

※担任は出席停止期間をよく確認して押印・回覧してください。

	学校長	教 頭	教務主任	養護教諭	学年主任	担 任
確認 印						

※ 養護教諭 保管